

令和6年度 第1回社会教育委員会議多摩市民館専門部会 次第

日 時 令和6年6月28日（金）午後2時～

会 場 多摩区役所11階1101会議室

- 1 開 会
- 2 館長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 専門部会委員自己紹介
- 5 多摩市民館専門部会について
- 6 部会長・副部会長選出
- 7 議題
 - (1) 多摩市民館における各種事業について
 - ア 施設の管理運営について
 - イ 社会教育振興事業の実施計画について
 - (2) 今期の専門部会について
- 8 今年度の日程について
- 9 閉 会

■資料一覧

資料 1	多摩市民館専門部会委員名簿（1 頁）
資料 2	社会教育法等関係法規抜粋（2～9 頁）
資料 3	令和 6 年度多摩市民館施設管理等について（10～12 頁）
資料 4	令和 6 年度多摩市民館社会教育振興事業（13～18 頁）
資料 5	川崎市市民館条例・図書館条例の一部改正について（19～22 頁） （令和 6 年 5 月 2 8 日文教委員会資料）
資料 6	各館別諮問の内容及びテーマ（23～24 頁）
資料 7	多摩市民館専門部会開催日程表（25 頁）

参考資料 他

- ・川崎市多摩市民館利用案内
- ・令和 4・5 年度 川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会報告
「区内全域への社会教育アプローチ強化について～アウトリーチ・モデルの実践を通して～」
- ・多摩市民館だより
- ・事業等募集チラシ等
- ・令和 5 年度活動報告書（教育文化会館・市民館）
- ・川崎市民のための生涯学習情報誌「Stage Up」VOL.249
- ・川崎市市制 1 0 0 周年記念誌「カワサキノコト」

川崎市社会教育委員会多摩市民館専門部会委員名簿

資料1

委嘱期間 令和6年5月1日からおおむね2年間(交代した委員は交代の時期を始期とする)

	氏 名		職 名
1号委員	羽深 東	はぶか あきら	南生田小学校校長
2号委員	伊藤 千津子	いとう ちづこ	たま学習サークル連絡会会長
2号委員	川鍋 賢昭	かわなべ よしあき	多摩区町会連合会副会長
2号委員	山本 和恵	やまもと かずえ	多摩区地域教育会議副議長
2号委員	安倍 修司	あべ しゅうじ	多摩区社会福祉協議会副会長
3号委員	三品 勉	みしな つとむ	市民委員
4号委員	高梨 宏子	たかなし こうこ	東海大学総合教育センター講師
5号委員	澤 典子	さわ のりこ	多摩区PTA協議会書記

(参考)

- 1号委員＝ 区内に設置された学校の長
- 2号委員＝ 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- 3号委員＝ 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- 4号委員＝ 学識経験者
- 5号委員＝ 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

○社会教育法〔昭和二十四年六月十日号外法律第二百七号〕 抜粋

〔文部・郵政大臣署名〕

社会教育法をここに公布する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）
- 第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）
- 第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）
- 第五章 公民館（第二十条—第四十二条）
- 第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）
- 第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務〔注参照〕に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

注 一項一号中「特定の営利事務」とあるは、「特定の営利事業」の誤りか。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

○川崎市社会教育委員条例（昭和 24 年 9 月 27 日条例第 34 号）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第 2 条 委員の定数は、20 人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。

5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 条 この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

附 則

1 この条例は、昭和 24 年 7 月 1 日から、これを適用する。

附 則（昭和 26 年 8 月 15 日条例第 36 号）

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 28 年 4 月 1 日条例第 14 号）

この条例は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、昭和 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 32 年 3 月 29 日条例第 12 号）

この条例は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 34 年 8 月 3 日条例第 23 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 34 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 42 年 3 月 23 日条例第 18 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 12 月 24 日条例第 61 号）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 3 月 28 日条例第 38 号抄）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 49 年 6 月 10 日規則第 69 号で昭和 49 年 7 月 2 日から施行。ただし、川崎市立中原公民館に係る改正部分は昭和 49 年 6 月 15 日から施行）

（川崎市立公民館使用条例の廃止）

- 2 川崎市立公民館使用条例（昭和 24 年川崎市条例第 33 号）は、廃止する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○川崎市社会教育委員会議規則（昭和 52 年 1 月 27 日教委規則第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和 24 年川崎市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

第 1 条の 2 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 市内に設置された学校の長
- （2） 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- （3） 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- （4） 学識経験者
- （5） 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

（議長及び副議長）

第 2 条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議の招集）

第 3 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

- 5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

- 2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。
3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

- 2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。
3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。
4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。
5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。
9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月1日教委規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現在に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 28 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
中原市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者

			(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
高津市民館専門部 会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
宮前市民館専門部 会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
多摩市民館専門部 会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館専門部 会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10 人以内	(1)市内に設置された学校の教育職員 (2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)市内在住の社会教育に関する経験を有する市民

			(4)学識経験者 (5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10 人以内	(1)市内に設置された学校の教育職員 (2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)市内在住の自然科学に関する知識、経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
日本民家園専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10 人以内	(1)市内に設置された学校の教育職員 (2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	(1)区内に設置された学校の教育職員 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民 (4)学識経験者
青少年教育施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15 人以内	(1)市内の小学校及び中学校の教育職員 (2)市内の社会教育関係団体から推薦された者 (3)市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者

令和 6 年度多摩市民館施設管理等について

1 市民館利用案内（別紙参考資料）

- ・ふれあいネットの利用者登録（個人登録）、ふれあいネットカード作成
- ・大ホール使用許可申請は、市民館窓口で受付。ふれあいネット個人登録カード。
- ・会議室等は、ふれあいネットの利用者端末及びパソコン、スマートフォン(インターネット接続可能なもの)で予約
- ・ふれあいネット利用者端末の利用時間 8 時 3 0 分～ 2 1 時

2 多摩市民館大ホールの漏水に伴う一部客席等の利用制限について

多摩市民館の大ホールは、漏水の影響により、令和 6 年 6 月 1 8 日から、暫定的に客席後方の一部などを利用制限する安全対策を実施しております。

【制限の内容】

次の場所の利用を制限

- ・後方の一部客席（9 0 8 席中の 2 0 2 席）
- ・客席後方の出入口（3 階出入口）※非常時は通行いただけます。

3 クールシェアルームの開設

電力供給が厳しくなる夏季において、一人 1 台のエアコンの使用を控えて公共施設や商業施設に出かけ涼しい場所を共有することで地球温暖化防止や節電につなげる取組として、市民ギャラリーを活用してクールシェアルームを開設します。

- ・期間 7 月 2 6 日（金）から 9 月 4 日（水）まで
※休館日の 8 月 1 9 日（月）を除く
- ・時間 9 時から 1 7 時まで
- ・対象 入場自由（無料）

【参考：過去の実施結果】

年度	実施期間	実施日数	延べ利用者	1 日当たり利用者
H 3 1	8 / 2 ～ 8 / 1 4	1 3 日	1 6 6 人	1 2 . 8 人
R 2	8 / 7 ～ 9 / 2	2 6 日	2 5 5 人	9 . 8 人
R 3	7 / 3 0 ～ 9 / 1	3 3 日	3 2 2 人	9 . 7 人
R 4	7 / 2 9 ～ 8 / 3 1	3 4 日	3 6 0 人	1 0 . 6 人
R 5	8 / 4 ～ 8 / 3 0	2 6 日	3 4 3 人	1 3 . 2 人

多摩市民館大ホールの漏水に伴う一部客席等の利用制限について

多摩市民館の大ホールにつきましては、漏水の影響により、令和6年6月18日から、暫定的に客席後方の一部などを利用制限する安全対策を実施しております。

利用者の皆様には御不便をおかけしますが、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1 現在の対応

- (1) 3階出入口及びホール内客席後方の一部の利用を制限（908席中の202席）しておりますが、引き続き、大ホールは御利用いただけます（別紙参照）。
- (2) 大ホールを御予約いただいている皆様に順次、電話連絡し、利用制限の状況を御説明しております。
- (3) 漏水発生の原因等については、現在、調査中です。

2 今後の対応

- (1) 引き続き、客席後方の一部などを利用制限するとともに、漏水発生の原因等に関する調査を進め、修繕等の必要な対策を行ってまいります。
- (2) 今後、利用制限等大ホールの御利用に関する事項につきましては、改めてお知らせしてまいります。

【問合せ先】

（市民館大ホールの利用に関すること）

川崎市多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課 柏原

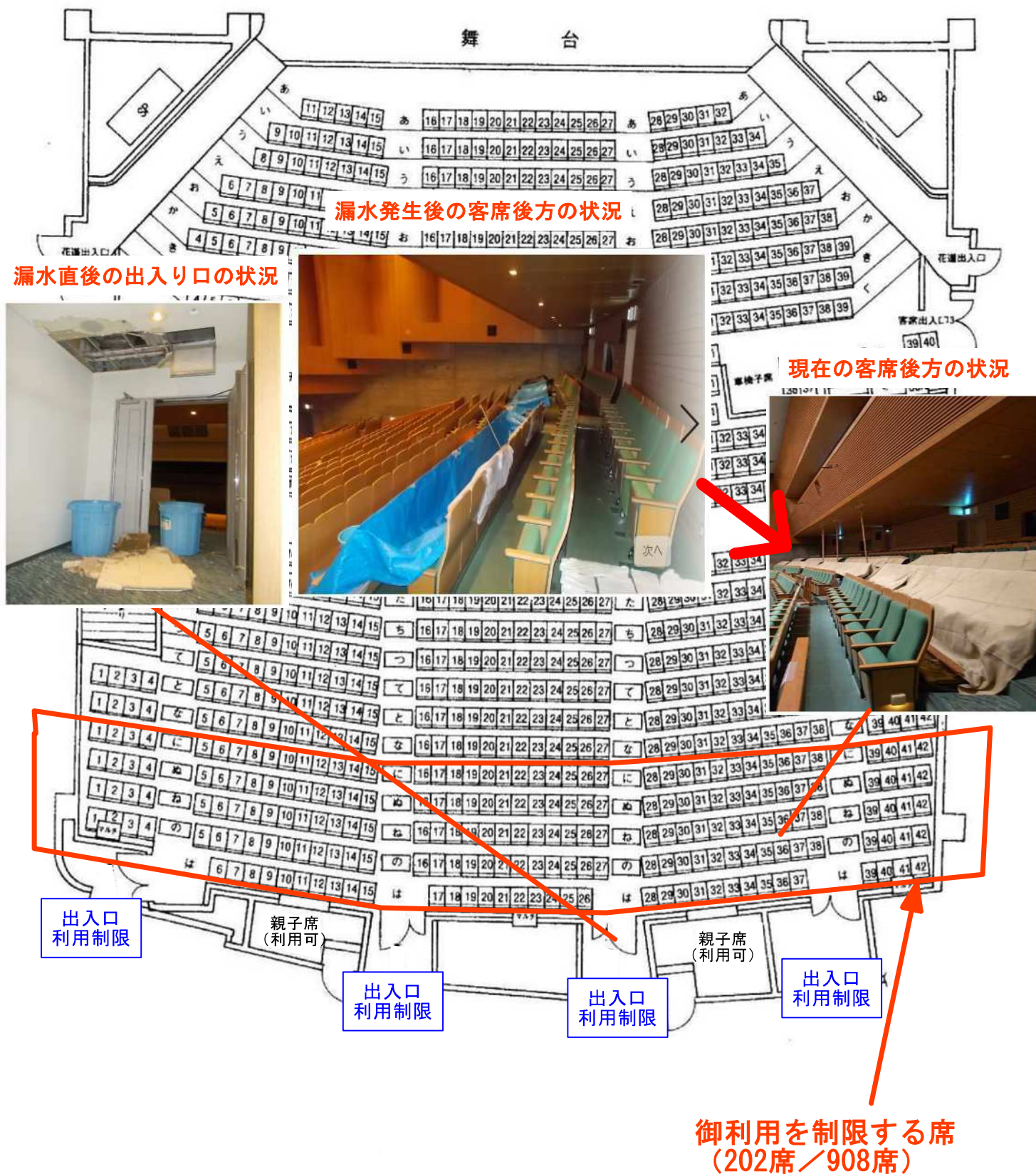
電話044（935）3333

（施設の調査、対策等に関すること）

川崎市多摩区役所まちづくり推進部総務課 大塚

電話044（935）3122

川崎市多摩市民館 大ホール客席平面図



I 社会参加・共生推進学習事業**1 識字学習活動～日本語学級～**

日常生活に必要な日本語の会話・読み書きの基礎学習の支援をし、学習者とボランティアが学び合う関係づくりをととして、多文化共生社会の実現をめざす。

(1)水曜・午前コース 令和6年4/10～令和7年3/12（年間継続）

学習支援グループ:ボランティアグループ「多摩にほんごの会」

《保育》保育ボランティアグループ「多摩保育グループ」

(2)金曜・夜間コース 令和6年4/12～令和7年3/21（年間継続）

学習支援グループ:ボランティアグループ「たま語」

2 識字ボランティア研修

識字学習活動に参画するボランティアの育成と資質の向上を図る。

(1) 日本語ボランティア研修(ブラッシュアップ研修)

昼・夜両クラスの日本語ボランティアのスキルアップを図る。

7/3 水曜日 午後

3 障害者社会参加学習活動（青年教室）

地域での体験活動や交流をととして障がいのある人の社会参加を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現をめざす。

5/25(土)～3/8(土) 月1回土曜【年間継続】

参加登録者 28人・ボランティア17人

5月:オリエンテーション・自己紹介 6月:アート体験・パズル作成① 7月:アート体験・パズル作成②
9月:全体会 10月:バスハイク① 11月:バスハイク② 12月:お楽しみ会 1月:料理教室① 2月:
料理教室② 3月:学びのフェア

II 市民自治基礎学習事業**1 平和・人権・男女平等推進学習**

憲法・教育基本法の理念に基づき、世界の平和及び人権の尊重、性による差別や人権に関する問題解決に向けた学習機会を提供し、共に生きる地域社会の創造や男女共同参画社会の形成を目指す。

6月企画運営委員会が立ち上がり、企画検討

「 」

2 成人教室事業

成人層を対象として、成人期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地

域の中での仲間づくり及びつながりづくりを促進する。

「年金・金融教育セミナー」

65歳未満の方を対象に、年金について学び、受講生それぞれの条件を念頭に置きながら、資金の積み立て方について学ぶ。

6/9、23 日曜日 全2回 多摩区役所 6 階会議室

3 シニアの社会参加支援事業

地域活動への参加や地域との関わり方等についての啓発事業として実施し、シニア世代等の市民が、これまで社会で培った豊富な経験と知識、多様な能力を活かし、これまで関わりの少なかった地域社会での様々な活動に参加できるよう支援する。

「テーマ未定」

企画運営委員会「チームとことん！」(公募委員8人)と協働して実施。新規企画運営委員2人

10 月～11 月で講座を開催予定。

会場：生田出張所大会議室ほか

4 高齢者セミナー

高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供する。また、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進するとともに、幸福な高齢期をおくるための仲間作りの場の提供と支援をする。

「健康マージャンをやってみる！(継続は強さなり) 【初心者向け】」

手と頭を使った、シニアやアッパーミドル、また退職間近で趣味を持ちたい概ね60代以上の人を主対象に、フレイル予防の1つとして、また仲間作りの容易なツールとして、マージャン(ゲーム)を取り上げる。

実施時期 9 月毎週水曜日 全 4 回

会場：多摩市民館

5 家庭・地域教育学級

子どもを豊かに育む地域社会の創造を目指し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し親として市民としての学びを支援する。

I 期 出張多摩市民館「赤ちゃんを守るための防災講座」 10 月～11 月 全 5 回 定員12名 保育あり 会場：宿河原会館、多摩市民館

II 期 冬季 保育つき(予定)

6 市民館保育活動

親等の学習活動への参加を支援し、乳幼児の社会的成長を支援するために、主催事業に適宜併設する形で保育活動を実施する。

【識字学習活動(昼)、家庭・地域学級 I・II、市民自主学級】

(識字学習活動(昼)の保育は休止中)

保育グループ：多摩保育グループ

7 PTA家庭教育学級

PTAが実施する家庭教育学級に対し、講師派遣等の支援を行うことにより、子どもの健全な成長に向

けた学校・家庭・地域の連携による学習活動の振興を図る。(各単位PTAの企画による)

説明会 4/30(火)10:00~12:00 (小・中学校)

報告会 2/20(木) 10:00~12:00(小・中学校)予定

8 子育て支援啓発事業

地域の子育てに関し、情報提供・フリースペースを提供し支援イベントを行う。

企画運営:子育てを考える会「グレープ」

「子育てひろば」4~3月 おもに第2・4火曜(8月を除く) 10:00~12:00 多摩市民館

対象:0歳~就学前の子どもと親

「外国人の子育てひろば」4~3月 おもに第2金曜(8月を除く)10:00~12:00 多摩市民館

対象:外国人家庭親子

Ⅲ 市民学習・市民活動活性化学習事業

1 市民自主学級

区ごとに、企画提案会を開いた後の選考委員会の選考結果に基づき、市民グループが市民館との協働により地域の問題等に関する継続的な学習の場を設ける。

	受託グループ名	事業内容
学級1	市民館応援団	みんなの市民館、再発見！ 多摩市民館と多摩区役所は同じ、市民館は大ホールのこと、区役所が4階会議室などを貸してくれているらしいぐらいに思っている市民が多いと思われる。この講座を通して市民が市民館の本当の役割を知り、自分たちの地域をつくっていくよりどころとして市民館をとらえ、活用していけるようになるために学ぶ機会を提供する。 4/26 第1回打合せ 6/13 第2回打合せ

2 PTA活動研修 ~よりよいPTA活動のために

(1) 広報委員会(小・中学校)1回

(2) 成人・学年学級・PTA家庭教育学級担当委員合同(小・中学校) 1回

(3) 校外委員会(小・中学校) 1回

(5) 役員研修会(小・中学校) 1回

【共催】多摩区PTA協議会

5/16(木)~6/18(木) 全4回 10:00~12:00 会場:多摩市民館

3 市民活動エンパワーメント研修

市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民が自ら考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民全体の地域づくりを支援する。

「保育ボランティア養成講座」

秋～冬開催予定

5 市民講師活用事業

様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行う。

開催未定

6 生涯学習交流集会

いきいきとした多摩区の社会教育の展開に向け、市民と職員が率直な意見交換をし、市民主体の地域の生涯学習を創り出すことをめざす。

冬開催予定

7 「地域の寺子屋事業」情報交換会

寺子屋コーディネーターや寺子屋先生など「地域の寺子屋事業」に携わる者のネットワーク化や事業連携を通じ、寺子屋事業の活性化、地域教育力の向上を目指す。

区内小学校寺子屋情報交換会 年1回 11/1 開催予定

8 学習情報提供・学習相談事業

市民の学習と活動を支援や様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し公開・提供。学習についての情報照会・相談を受付対応する。

「生涯学習相談コーナー」運営：多摩生涯学習相談ボランティアの会

市民の学習と活動を支援するために、様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し、提供すると共に、生涯学習相談員により市民からの情報照会・相談を受付・対応する。

【年間継続】原則、第2・4火曜日午前

IV 市民と行政の協働・ネットワーク学習事業

1 課題別連携事業

(1)第23回多摩ふれあいまつり

6/16(日) 10:00～15:00

会場：多摩市民館他

「バリアフリー わたしとあなたとこの街と」をテーマに、多摩区で福祉活動をしているグループや福祉に関心のある人たちが、地域で行っている活動に関する情報を発信し、「バリアフリーのまちづくり」の理解と啓発をめざすまつり

主催：たまわかくさ(多摩区当事者・ボランティア連絡会)、多摩ふれあいまつり実行委員会

(2)たま学びのフェア2025

多摩市民館で活動している団体等による学びの場を広げるイベント

3/9(土)、10(日) 10:00～16:00 会場：多摩市民館 【主催】たま学びのフェア実行委員会

(3)多摩区子育て支援会議

9/5(木)、2/6(木) 全2回 会場：多摩市民館

多摩区内の子育て関係機関、支援団体、市民グループによる会議

2 行政区・中学校区地域教育会議推進事業 川崎市委託事業

令和6年度活動日程

・総会:6/7(金) 議長:高森 康広

【多摩区地域教育会議・子ども会議】

・中学校区との連携強化を検討する。

【多摩区地域教育会議・教育を語るつどい】

・10/14(土) 9:30~12:30 会場:多摩市民館 大会議室

【多摩区地域教育会議・広報紙「ちえの輪」発行】

年3回

3 文化団体連携推進事業

(1)春の文化祭 いけばな展 4月、バレエコンサート 4/21(日) 多摩区文化協会

(2)秋の文化祭 いけばな展 10月、芸能の部 10/26(土)・27(日) 多摩区文化協会

(3)文化講演会 10月頃 多摩区文化協会(多摩図書館共催)

(4)文化サロン 9月頃 座学「多摩区郷土史入門講座」

多摩区文化協会(稲田郷土史会、多摩図書館共催)

1/27(月)座学「多摩区の歴史 明治の出来事」 多摩区文化協会

(5)文化教室 8/9(金)「健康バレエ・夏」多摩区文化協会

8/3(土)4(日) 夏休み鉄道ジオラマとミニ運転会 多摩区文化協会

8/8(木) 芸能体験教室「琉球舞踊、他」 多摩区文化協会

12/26(木) 創作体験「お正月花」 多摩区文化協会

3/2(日) 創作体験「春をいける(仮)」 多摩区文化協会

(6)ちびっこシアター 5/15(水) 劇団飛行船によるマスクプレイミュージカル「ピーターパン」

多摩区文化協会

4 地域課題対応事業 ※区役所費による事業

「第22回たまたま子育てまつり」 9/17(日) 9:45~15:00 会場:多摩市民館

主催:たまたま子育てまつり実行委員会

地域で子育てを支える環境づくりを目的とした子育てに関する企画やステージ・情報提供等

5 インターンシップ受け入れ

9~12月東海大学1名受け入れ予定

8~9月3大学連携事業(多摩区役所企画課所管)として受け入れ予定

V 現代的課題対応学習事業

1 現代的課題学習事業

現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援する。
「未定」

VI 学習環境整備事業

1 広報・刊行活動

多摩市民館だより 年6回(5/1、7/1、9/1、12/1、2/1、3/31)

6,500部作成、各町内会・自治会回覧及び各公共施設にて配布

2 情報機器等整備貸出活動

川崎市視聴覚ライブラリーと連携し視聴覚教材を利用した学習ができるよう視聴覚機器及び教材を貸出する。(市民館ホームページ、学習相談・学習情報提供等により広報)

1 条例改正までの経緯

(1) 「今後の市民館・図書館のあり方」(令和3(2021)年3月策定)

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定しました。

10年後の未来に向けて

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～生涯を通じた学びと成長～

10年後の川崎の未来に向けて、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進め、人生100年時代の生涯学習社会を実現する。

今後求められる役割

「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民自身が学習の成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげていくとともに、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく。

今後のめざす方向性

行きたくなる市民館・図書館

～利用及び参加の更なる促進～

「誰もが行きやすい・参加しやすい」、
「また行ってみたい・参加したい」市民館・
図書館となることをめざす。

まちに飛び出す市民館・図書館

～身近な地域に立脚した取組の推進～

まちに広がり、つながり、地域の誰もが身
近に感じるような市民館・図書館となること
をめざす。

地域の“チカラ”を育む市民館・図書館

～地域資源や担い手づくりの推進～

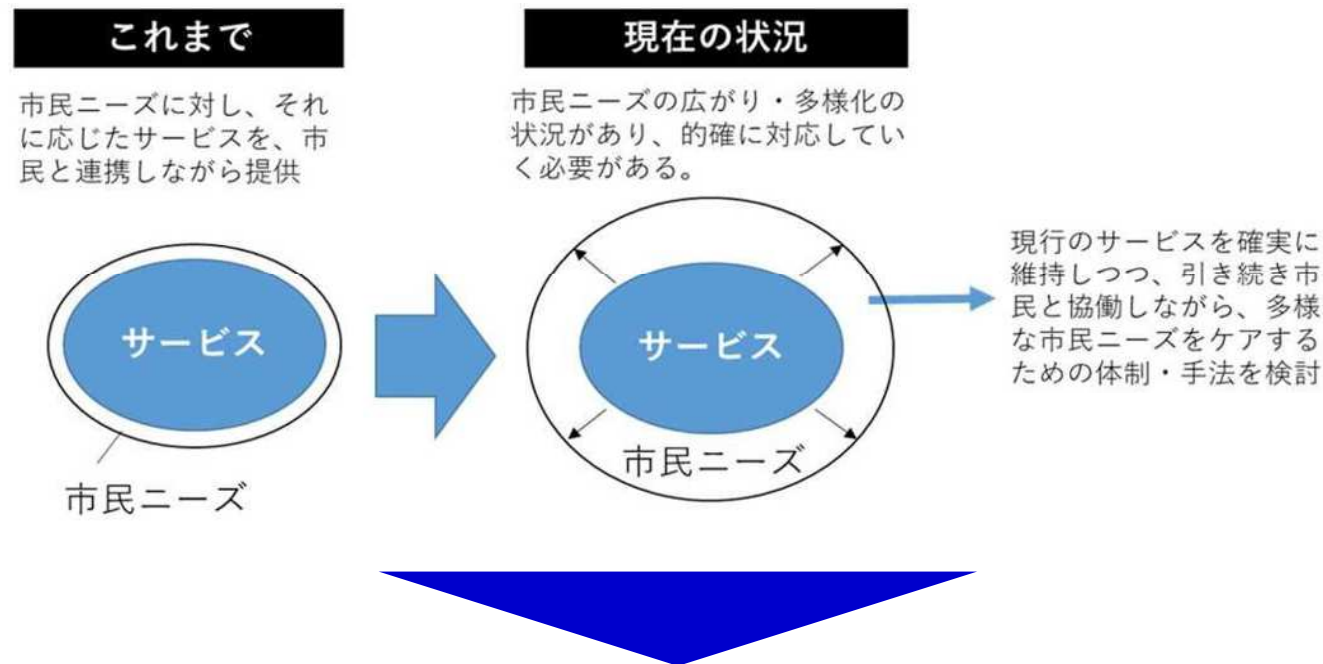
人づくり、つながりづくりを支える市民
館・図書館となることをめざす。

<効率的・効果的な管理・運営手法の検討>

今後の管理・運営に当たっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施し、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していく。

(2) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(令和4(2022)年8月策定)

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、「今後の市民館・図書館のあり方」実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち、効率的・効果的な管理・運営手法を検討しました。



多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、事業・サービスの質を向上させつつ、これまでの本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととしました。

川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正について

2 指定管理者制度導入予定時期

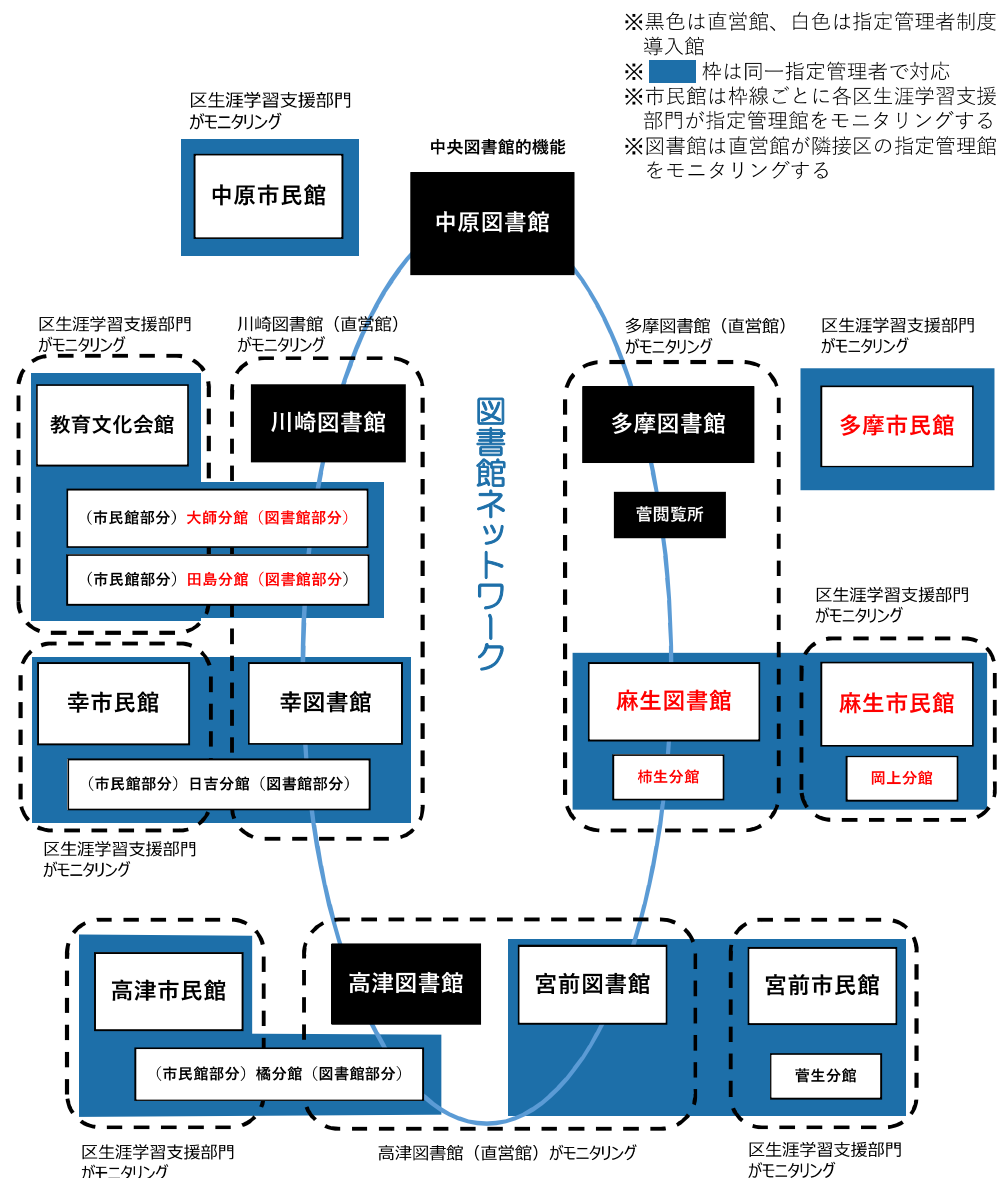
【市民館】

市民館名	導入予定時期
教育文化会館	令和 8（2026）年 2 月
大師分館（プラザ大師）	令和 8（2026）年 2 月
田島分館（プラザ田島）	令和 8（2026）年 2 月
幸市民館	幸市民館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	幸市民館の改修工事後
中原市民館	令和 7（2025）年 4 月
高津市民館	令和 7（2025）年 4 月
橋分館（プラザ橋）	令和 7（2025）年 4 月
宮前市民館	宮前市民館の移転後
菅生分館	宮前市民館の移転後
多摩市民館	令和 8（2026）年 4 月
麻生市民館	令和 8（2026）年 4 月
岡上分館	令和 8（2026）年 4 月

【圖書館】

図書館名	導入予定時期
川崎図書館【直営館】	—
大師分館 (プラザ大師)	令和 8 (2 0 2 6) 年 2 月
田島分館 (プラザ田島)	令和 8 (2 0 2 6) 年 2 月
幸図書館	幸図書館の改修工事後
日吉分館 (プラザ日吉)	幸図書館の改修工事後
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橘分館(プラザ橘)	令和 7 (2 0 2 5) 年 4 月
宮前図書館	宮前図書館の移転後
—	—
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和 8 (2 0 2 6) 年 4 月
柿生分館	令和 8 (2 0 2 6) 年 4 月

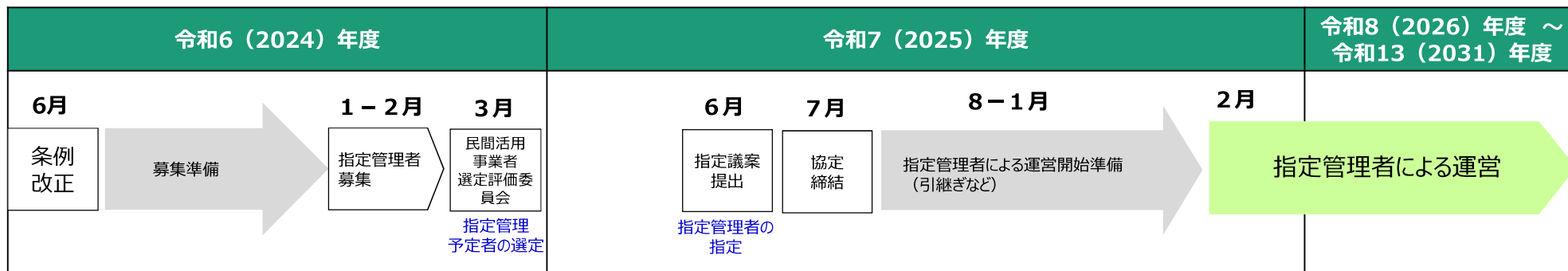
3 指定管理者制度導入後の各館関係図



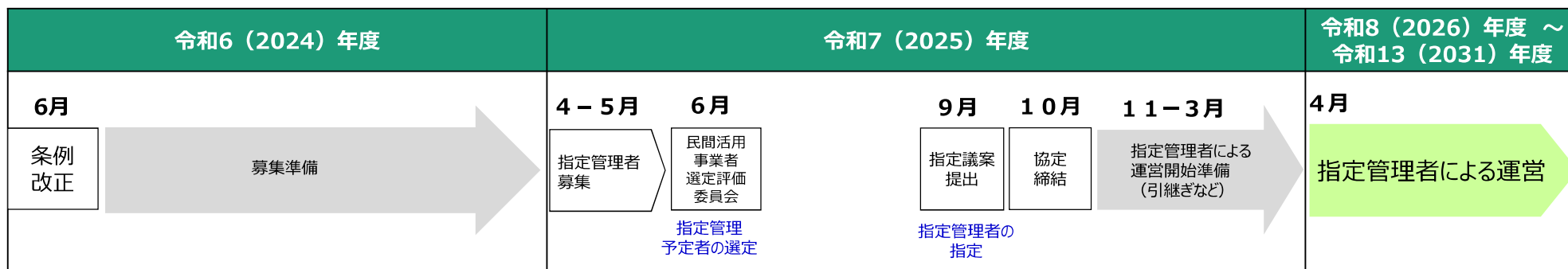
川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正について

4 導入スケジュール

川崎図書館大師分館、川崎図書館田島分館



多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館、麻生図書館柿生分館



各館別諮問の内容又はテーマ

令和4・5年度

館 名	諮問の内容又はテーマ	開催日
教育文化会館	施設を有効活用した居心地の良いオープンスペースの設置	6/17 9/27 12/16 2/19
		6/16 9/14 12/19 2/18
幸市民館	区民と市民館との協働	6/26 9/12 12/21 2/5
		6/29 9/25 12/11 2/18
中原市民館	ふらっと立ち寄れる市民館	8/3 10/18 12/12 2/5
		6/23 8/1 12/15 2/17
高津市民館	学びとにぎわいのある市民館を目指して～市民と共に市民活動の再開と活性化を進める市民館～	6/23 10/14 12/9 2/25
		6/23 10/17 12/5 2/24
宮前市民館	地域活動を区民に周知してもらう広報の在り方	6/28 9/21 12/13 2/19
		7/14 9/20 12/6 2/18
多摩市民館	区内全域への社会教育アプローチ強化について～アウトリーチ・モデルの実践を通して～	6/17 9/12 12/13 2/26
		7/24 9/26 12/12 2/18
麻生市民館	市民館の利用促進に向けた取り組みについて	8/18 1/24 2/12
		5/17 8/2 10/11 2/17

令和2・3年度

館 名	諮問の内容又はテーマ	開催日
教育文化会館	施設を有効活用した居心地の良いフリースペースの設置	6/16 9/24 12/3 2/20
		6/22 10/15 12/7 2/20
幸市民館	夢を実現する街 さいわい区を目指して	6/26 9/3 12/11 2/13
		7/16 9/30 12/7 2/13
中原市民館	地域を子どもと一緒に学ぶ中原市民館	7/19 9/24 12/15 2/23
		6/11 9/2 12/10 2/20
高津市民館	高津市民館に行こう ～学びと交流の拠点～	7/8 10/27 12/8 2/13
		5/7 12/17 2/12
宮前市民館	人と人をつなぐ市民館	7/7 9/15 12/8 2/21
		7/8 10/13 12/24 2/20
多摩市民館	市民館と地域の連携（市民館の認知度向上と地域資源の活用に向けて）	6/24 9/30 12/17 2/21
		6/17 9/30 12/7 2/26
麻生市民館	生涯学習活動の案内機能のあり方について	10/30 12/22 2/21
		9/28 10/28 1/19 2/19

平成30・31年度

館 名	諮問の内容又はテーマ	開催日
教育文化会館	川崎区におけるシニア事業について	6/29 9/27 12/ 6 2/24
		6/18 9/26 12/ 5 2/23
幸市民館	地域につながる市民館・分館～出会い、生きがい、広がり求めて～	6/ 7 9/ 6 12/ 6 2/17
		6/29 9/ 5 12/13 2/ 8
中原市民館	中原市民館における多世代交流に向けた事業の実施について	6/13 9/12 12/12 2/23
		6/10 9/11 12/ 5 2/23
高津市民館	「外国につながる子どもの学習支援のあり方について」～多文化共生社会に向けた「多文化子ども塾」の取り組み～	6/13 9/ 7 12/13 2/16
		4/17 10/30 12/20 2/ 8
宮前市民館	（仮）都市型市民館のあり方について	6/ 6 9/26 12/11 2/24
		7/ 3 10/ 3 12/20 2/16
多摩市民館	市民館と地域の拠点（こども文化センター、老人いこいの家）との協働	6/20 9/ 5 12/ 5 2/17
		6/12 9/20 12/11 2/23
麻生市民館	地域コミュニティ活性化支援に向けた検討	6/13 9/11 12/11 2/11
		6/11 9/10 12/10 2/23

平成28・29年度

館 名	諮問の内容又はテーマ	開催日
教育文化会館	教文事業と寺子屋事業の連携及び支援について	6/17 9/28 12/15 2/25
		6/13 9/29 12/ 7 2/25
幸市民館	地域につながる市民館・分館について	6/ 8 9/ 8 12/ 1 2/11
		6/ 8 9/ 7 12/ 7 2/18
中原市民館	シニアの社会参加事業等について	6/15 9/ 9 12/14 2/25
		6/14 9/12 12/13 2/25
高津市民館	人と人がゆるやかにつながる ～学びや遊びでより身近な市民館にしよう～	7/ 5 9/ 9 12/ 9 2/25
		6/ 9 9/ 8 12/ 8 2/24
宮前市民館	①地域人材の創出について	6/29 9/ 7 11/ 1 2/25
	②地域人材の創出に向けてⅡ	6/21 9/ 6 11/22 2/25
多摩市民館	①地域力を高めるための多摩市民館事業のあり方について	6/14 9/ 7 12/ 9 2/25
	②地域力を高めるための多摩市民館事業のあり方	5/24 9/ 6 12/ 6 3/ 4
麻生市民館	地域コミュニティの再生支援について	6/22 9/ 6 12/13 2/18
		6/13 9/26 12/12 2/25

平成26・27年度

館 名	諮問の内容又はテーマ	開催日
教育文化会館	子どもの健全育成に教文はいかに関わるか	6/13 9/19 12/12 3/11
		6/12 9/25 12/11 2/27
幸市民館	市民の主体的な学びを支援する市民館について	6/20 9/2 12/11 3/10
		6/17 9/18 12/3 3/2
中原市民館	①「次期教育プラン」、「新たな総合計画」の策定に向けて	6/18 9/4 12/17 3/18
	②かわさき教育プラン第Ⅰ期実施計画（素案）について	6/19 9/18 12/16 3/9
高津市民館	人権の観点から必要とされる講座を考える	6/20 9/19 12/19 3/20
		6/22 9/18 12/11 2/28
宮前市民館	地域人材（市民講師・地域オーディネーター）の創出	6/23 9/10 12/10 3/2
		6/16 9/8 12/2 3/4
多摩市民館	多摩市民館事業における若者の参加と世代間交流について	6/25 9/17 12/10 3/2
		6/3 9/9 12/8 3/6
麻生市民館	市民館の若い世代の活用促進について	6/10 9/9 12/9 3/10
		6/9 9/8 12/8 2/20

平成24・25年度

館 名	諮問の内容又はテーマ	開催日
教育文化会館	地域防災と生涯学習～災害に強いまちづくりに、教文がどうかかわるのか～	6/15 9/13 11/30 3/15
		6/14 9/13 12/13 3/18
幸市民館	地域とつながる市民館のあり方について	6/8 10/12 12/11 3/15
		6/14 9/10 12/10 3/13
中原市民館	①中原区内市民利用施設のネットワーク化に向けた取組み	6/15 9/19 12/19 3/19
	②社会教育振興事業の課題等について	6/19 9/18 12/18 3/19
高津市民館	期待される事業のあり方について	6/15 9/21 12/21 3/15
		6/21 9/20 12/20 3/14
宮前市民館	世代間交流の促進	6/29 9/10 12/21 3/29
		6/10 9/ 2 12/5 3/4
多摩市民館	市民館力を高めるための市民館デー実施と検証	6/28 9/11 12/13 3/12
		6/27 9/19 12/11 3/11
麻生市民館	市民館の若い世代の活用促進について	6/13 9/25 12/11 3/12
		6/11 9/24 12/10 3/11

令和6年度 専門部会開催日程表

資料7

第1回	6月28日(月)	14時～	—
第2回	9月10日(火)	AM 市民館4階第5会議室	PM 市民館4階第5会議室
	9月13日(金)	AM 市民館4階第5会議室	PM 市民館4階第5会議室
	9月18日(水)		PM 市民館4階第6会議室
	9月20日(金)	AM 市民館4階第5会議室	PM 区役所6階601会議室
	9月24日(火)	AM 市民館4階第6会議室	PM 市民館4階第6会議室
	9月25日(水)		PM 区役所6階601会議室
	9月26日(木)	AM 市民館4階第5会議室	PM 市民館4階第6会議室
	9月27日(金)	AM 市民館4階第5会議室	PM 市民館4階第5会議室
第3回	12月【予定】	AM	PM
第4回	市民自主企画事業提案会・専門部会 令和7年2月16日(日)【予定】		